

痴漢被害への対策を求める意見書

痴漢は最も身近な性暴力の一つであり、性犯罪である。これまで痴漢は「ささいな問題」、あるいは「女性が注意すれば済むこと」とされ、多くの被害者が泣き寝入りをさせられてきた。

被害の後、「電車に乗ろうとすると過呼吸になり仕事を辞めた」「頻繁なフラッシュバックに苦しみ続けている」など、被害者はその後の人生に深刻な打撃を被っており、多くの場合は被害を訴えることもできないでいる。政治がこれを正面から問うてこなかったことが、痴漢を「軽い問題」扱いし、女性の尊厳を軽んじる社会的風潮を広げてきた。

よって、政府においては、下記の対策を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 痴漢被害の実態を調査すること。
- 2 性暴力ワンストップ支援センターの増設を行うなど相談窓口を充実し、広く知らせること。
- 3 痴漢加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。そのために内閣府に担当部局を設け、警察庁や民間事業者と共に連携しながら政府をあげて取り組むこと。
- 4 公教育に人権・ジェンダー視点に立った包括的性教育を位置づけ、性犯罪についても充実した教育を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月24日

泉佐野市議会